



事務連絡
令和6年4月4日

各都道府県トラック協会
専務理事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
役員待遇審議役 佐竹克也

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部改正について(周知)

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省物流・自動車局安全政策課より、別添のとおり、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部改正について、周知の依頼文書が発出されました。

今般の改正は、令和6年4月1日に適用となった「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を踏まえた記載に改正されたものです。また、概要編については見やすいよう簡潔なものに変更されました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解の上、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

【添付資料】

令和6年4月2日付け国土交通省物流・自動車局安全政策課事務連絡

※マニュアル（概要編・本編）については、当協会ホームページ下記URLより入手願います。

https://jta.or.jp/member/anzen/anzen_kisoku_kaisei20180604.html

以上

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部
電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

事務連絡
令和6年4月2日

公益社団法人 日本バス協会 御中
一般社団法人 公営交通事業協会 御中
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会 御中
一般社団法人 全国個人タクシー協会 御中
一般財団法人 全国福祉輸送サービス協会 御中
公益社団法人 全日本トラック協会 御中
一般社団法人 全国靈柩自動車協会 御中

国土交通省 物流・自動車局
安全政策課

自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う
一般的な指導及び監督の実施マニュアルの一部改正について(周知)

国土交通省では、自動車運送事業者が行う運転者に対する指導及び監督の実施方法をわかりやすく示した「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル(以下「指導・監督マニュアル」という。)」を作成し、公表しているところです。

今般、指導・監督マニュアル本編について時点更新を行うとともに、概要編についてはポイントを絞った記載としたところ、貴会傘下会員に対し、周知方お願いします。